

桐朋学園大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

桐朋学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び教育の理念に基づいて使命・目的は学則において、具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特色を反映し明示している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は学長が招集する教授会及び研究科委員会の意見を聴き策定し、理事会の理解と支持を得ている。教育目的を達成するための教育研究組織について各専攻がカリキュラムにおける重要な柱となる分野を網羅し、教授会、研究科委員会と各部会及び運営委員会等により運営している。

大学の母体となった「子供のための音楽教室」の開設趣意書に明記され、創設期から掲げている個性・特色から、現在は教育目的を反映させた教育課程により「鍛える（ソルフェージュ、音楽理論）」「究める（専攻実技等）」「超える（オーケストラ、室内楽・二重奏ソナタ）」を掲げて核となる専門科目を表現し、学生一人ひとりの感性と個性に応じた教育を実践している。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて策定し、ポリシーに基づいた入学者選抜を行っている。収容定員は音楽学部音楽学科において概ね満たしており、修士課程、博士課程は定員を充足している。キャリア支援についてキャリア支援センターを設置し、特別講座の実施、学外の演奏活動の単位化及びキャリア関連科目を定める等により支援している。また、卒業・修了して5年までの卒業・修了生に対してもキャリア支援を行っていることは評価できる。

図書館は、充実した図書・楽譜等を所蔵し、デジタル資料として国内外のデータベースを提供している。調布キャンパスの図書館ではICゲートと自動貸出機を導入し、職員が退勤した後でも学生が図書館資料やデータベースが利用でき、また、修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、授業における支援や論文執筆の支援を行う等、学生利用の利便性と学修における質の向上を図っていることは評価できる。

〈優れた点〉

○図書館に音楽学で修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、論文執筆に取り組む学生の学修支援をしていることは評価できる。

○卒業・修了して5年までの卒業・修了生に対してもキャリア支援を行っていることは評価できる。

○調布キャンパスの図書館では、IC ゲートと自動貸出機を導入し、職員や委託スタッフが退勤した後も学生が図書館資料やデータベースが利用できる点は高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて策定し、ポリシーに基づき単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、「桐朋学園大学学位規則」において学位の授与、修士修了審査、博士論文等審査を定めており、学位論文等の評価基準をウェブサイトで公開している。学部、研究科とも教育の理念・教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定、周知し、カリキュラム構築の方針に沿った系統的学修及び科目群相互の連携も重視した教育課程を編成している。ソルフェージュ科目等のレベル別クラス設定や、理論中心・ディスカッション形式の授業、個人の特性に合った多様な授業形態の提供など、授業内容・方法に工夫をしている。

学修成果についてアセスメント・ポリシーを策定し点検・評価を行っている。アセスメントの結果は学内にフィードバックし、学修成果報告としてウェブサイト等で公開している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、大学の日常的な意思決定は、学長主宰による「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会」及び「桐朋学園音楽部門経営評議会」を定期的で開催し、教授会及び研究科委員会は規則により組織上の位置付け及び役割を明確にする等により、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項については学長裁定として定め、あらかじめ周知している。

教職員の能力開発については規則を定め、年度ごとの実施計画を立案の上、研修を実施している。研究環境について、共同研究室ではあるが、各教員の希望に基づくレッスン室を確保し、研究倫理確立のため「桐朋学園大学研究倫理規範」「桐朋学園大学研究倫理規程」を定め、研究倫理委員会を中心に体制の整備を行い適切に運営している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為にのっとり、理事、評議員及び監事を選任し、理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催しており、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。法人内の部門制により「男子部門」「女子部門」「音楽部門」の 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

中期的な計画は 5 か年の事業計画と財務における 10 年間の収支見通しを策定し、運営している。会計処理について諸規則を定めて適正に実施している。評議員会の運営、監事の職務は寄附行為に基づいて行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」に従って自己点検・評価委員会を設置している。学長が委員長を務め内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。自己点検・評価委員会は年間 11 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み等を中心に検討案件への対応や改善状況などが報告されている。IR 室は情報の提供を行うことによって自己点検・評価活動をサポートしている。中期的な計画にロードマップを明記し、その過程も自己点検・評価項目としている。学長を中心とする自己点検・評価活動については組織的に行われており、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

総じて、建学の精神及び使命・目的を反映させた三つのポリシーに基づき運営されている。教学組織は学長のリーダーシップのもとに運営されており、学生は目的の学業を高い満足度をもって学んでいる。法人は部門制により、理事長と各部門の選出理事によって、安定した法人運営を目指し、継続した努力を行っている。また、質保証のための自己点検・評価は、学修成果や各種アンケートにより自己点検・評価委員会において実施されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.演奏活動と地域・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室
2. 学校法人桐朋学園アリオン江戸音楽振興基金
3. 桐朋学園音楽部門同窓会との関わり

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念に基づいて、使命・目的及び教育目的は学則において具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特性を反映し明示している。

大学の母体となった「子供のための音楽教室」の開設趣意書に明記され、創設期から掲げている個性・特色から、現在は教育目的を反映させた教育課程により「鍛える（ソルフェージュ、音楽理論）」「究める（専攻実技等）」「超える（オーケストラ、室内楽・二重奏ソナタ）」を掲げて核となる専門科目を表現し、それらの専門教育を幅広く補完するものとして、他専攻との関わりや一般教養、語学等との関連性を視野に入れた教育課程を組んでおり、学生一人ひとりの感性と個性に応じた教育を実践している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念に基づいて、教育目的、三つのポリシーは学長が招集する教授会及び研究科委員会の意見を聴き策定され、理事会の理解と支持を得ており、周知についてはウェブサイトへの掲載のほか、オープンキャンパスや行事のガイダンス等において説明している。

中期計画は、法人全体の基本方針の 5 項目をもとに大学、大学院において「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目を掲げている。教育目的を達成するための教育研究組織は、音楽学部音楽学科の各専攻がカリキュラムにおける重要な柱となる分野を網羅し、教授会、研究科委員会と各部会及び運営委員会等により運営している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて、学部、大学院の修士課程・博士課程それぞれにアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、募集要項、ウェブサイトに掲載し周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った内容で入学者選抜を公正・妥当な方法で実施し、検証を行っている。

収容定員の充足状況については、音楽学部音楽学科では概ね充足しており、修士課程、博士課程では充足している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、学生委員会及び図書館運営会議を中心として学修支援体制を整備・運営している。学修に関する学生からの意見や相談は、職員と教員の連携を密接に図って対応している。

学修支援として、令和元(2019)年度より大学院生による TA 制度を運用し、オフィスアワーは実技レッスンにおいて個別に頻繁に行い、その他の授業についてはシラバスに明記し、ウェブシステムも活用して全学的に実施している。また、「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」を定め、修学上の社会的障壁を取除くための支援を行っている。留学や休学をする学生への対応については、事務局学生支援チームと教務チームが連携して行っている。半年間の留学後の復学を円滑にするため、必修科目においてセメスター制への移行を始めている。

〈優れた点〉

○図書館に音楽学で修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、論文執筆に取り組む学生の学修支援をしていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを設置し、教育課程外では、就職活動マナー講座、応募書類対策講座、さまざまな特別講座及び「会社見学&仕事体験ツアー」などを実施している。教育課程内においても、1年次必修科目「日本語表現」をキャリア支援センターとの連携授業として2回の講義を行っているほか、「ソルフェージュ教育概論」等、専門性に鑑みた科目を開講し、卒業後を見据えた支援を行っている。また、「音楽特別活動」では学外での演奏活動を単位認定する制度を整えている。

〈優れた点〉

○卒業・修了して5年までの卒業・修了生に対してもキャリア支援を行っていることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生への支援のために、学生委員会と事務局学生支援チームが連携しながら、学生サービス及び厚生補導に当たっている。また、学生相談室及び保健室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談を受ける体制も整備している。学生の課外活動支援として、学生からの申請があった場合に専任教員が顧問に就くほか、学生主催演奏会への楽器貸出し等の支援を行っている。

経済的な支援については、令和 2(2020)年度に、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、学生生徒等納付金を一人当たり 10 万円の減免を実施した。加えて、大学独自の給付型奨学金制度が複数設定され、経済的な支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

東京都調布市に仙川キャンパスと調布キャンパスがあり、校地・校舎共に設置基準を満たしている。また、両キャンパスとも耐震基準及びバリアフリーに対応している。図書館は、充実した図書・楽譜等を所蔵し、デジタル資料として国内外のデータベースを提供し

ており、学生利用の利便性向上を図っている。

情報機器・ネットワーク環境については、パソコン実習室の設置、貸出用ノートパソコンの用意、無線 LAN の整備等、ICT（情報通信技術）環境を整備している。

授業を行う学生数は、実技レッスンにおいて1対1を基本とし、実習・演習系の授業は少人数制をとるとともに、年度開始時期に教務委員会で適正数を確認している。

〈優れた点〉

○調布キャンパスの図書館では、IC ゲートと自動貸出機を導入し、職員や委託スタッフが退勤した後も学生が図書館資料やデータベースが利用できる点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修行動や意見・要望を把握するために「学修時間・学修行動・学修成果調査」を実施し、結果をウェブサイトにおいて公表している。また、その結果について教務委員会や学生委員会で検討し、改善に向けた取組みを行っている。施設・設備に対する学生の意見も含めて事務局内で共有され、改善に反映している。

学生の心身に関する相談等は保健室及び学生相談室、また、教員がレッスン時等に直接意見・要望を聞くほか、教員間の連絡を密にとることで共有を図り、各種委員会において対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて、学部及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、ウェブサイトや履修案内等に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則で、成績評価基準を「桐朋学園大学成績評価に関する基準」で適切に定めて周知し、厳正に適用している。各授業担当者は、授業目的や評価方法などをシラバスに明記し、初回の授業において解説した上で授業を実施している。「桐朋学園大学学位規則」に学位の授与、修士修了審査、博士論文等審査を定め、学位論文等の評価基準をウェブサイトで公開している。他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科とも建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイト、履修案内、ガイダンス等で周知している。学部、研究科共にディプロマ・ポリシーの内容との一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム構築の方針に沿った系統的学修及び科目群相互の連携も重視した教育課程を編成している。教務委員会で確認されたシラバス記載方針を踏まえてシラバスを作成し、適切に整備している。年間の履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。学部の教養教育はディプロマ・ポリシーにも独立項目として設け、卒業までに 18 単位を必修とするなど適切に実施している。ソルフェージュ科目等のレベル別クラス設定や、理論中心の授業、ディスカッション形式の授業、個人の特性に合った多様な授業形態の提供など、授業内容・方法に工夫をしている。ファカルティ・ディベロップメント委員会を定期的開催し、教授方法改善のための組織体制を整備・運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科とも、学修成果の点検・評価の実施のための指針であるアセスメント・ポリシーを策定している。学部ではディプロマ・ポリシーに掲げた項目を学修成果と定め、4年次の満足度調査、教員免許状取得状況等の調査により、点検・評価している。研究科では単位修得状況、修了レポートや論文、学生アンケート、教員免許状取得状況等から、それぞれ学修成果の点検・評価を行っている。科目ごとの成績評価と学生による授業評価アンケート結果は、学生の満足度を中心に調査している。アセスメントの結果は IR 室及び教務部長においてデータ資料を作成し、学修成果報告としてウェブサイト等で公開している。学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして、主任会議、教務委員会で点検結果を共有し、教授会・研究科委員会で確認して改善・向上方策の検討を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、大学の日常的な意思決定は、学長主宰の「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会」及び「桐朋学園音楽部門経営評議会」を定期的で開催し、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

音楽学部に教授会、音楽研究科に研究科委員会を設置し、学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、規則により組織上の位置付け及び役割が明確になっている。また、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項について、学長裁定として定め、あらかじめ周知している。

「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」により職員の責務等を定め、教務委員会、学生委員会及び図書館運営会議に教学グループマネージャーが構成員として参加し、教職協働により教学マネジメントを推進している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条に規定される学生の退学、停学及び訓告等について、学生の懲戒に関する手続きが定められていないことは改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科とも、設置基準及び研究科設置認可時の基準を上回る教員を配置している。教職員の採用は原則公募とされ、学長が教授会及び研究科委員会に選考を指示し、「桐朋学園大学音楽学部教授会及び大学院研究科委員会人事規程」に基づき選考を行っている。教員の昇任について、教授会及び研究科委員会に「昇格検討小委員会」を設置し、「桐朋学園大学専任教員職位基準」に基づき候補者を選考後、人事委員会の審議を経て、教授会及び研究科委員会で決定している。

組織的な研修及び研究のため「桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とするファカルティ・ディベロップメント委員会を設置している。年度末には「ファカルティ・ディベロップメント報告書」を作成し、活動のまとめや次年度の取組み指針を確認し、学内で共有している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動に関しては「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」を定め、育成目標とする人物像を明確にし、年度ごとの実施計画を立案の上、研修を実施している。また、職員に対し「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」を定め、職員の資質・能力向上を図っており、勤務時間外の研修会等への参加に対しては、受講料の一部を支援する制度も設けている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境について個別の研究室の割当ては行っていないが、共同研究室を設けている。教員の研究環境については、各教員の希望に基づいてレッスン室の確保、ネット環境の活用等の工夫をしている。

研究倫理確立のため「桐朋学園大学研究倫理規範」「桐朋学園大学研究倫理規程」を定め研究倫理委員会を中心に体制の整備を行い、適切に運営している。不正防止の観点から「桐朋学園大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」及び「桐朋学園大学公的研究費管理規程」を定め、毎年状況を確認する体制をとっている。

研究費の配分は「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費交付規程」及び「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費取扱細則」に基づき各教員に適正に実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理の基本となる寄附行為、「桐朋学園音楽部門就業規則」「桐朋学園音楽部門運営大綱」「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」を定め、全て最新状態で教員室等に設置し、専任教職員にデータで共有している。教育及び財務情報については、法人及び大学のウェブサイト上で適切に公開している。中期計画を定め、令和 5(2023)年度は「教育の改革と質保証」「学生確保」「連携・協力」の3項目について目標、具体的取組み及び方策を策定し、5年間のロードマップを提示している。

「省エネルギー企画推進会議」を設定し、エネルギー使用量について確認するとともに、省エネルギー策を協議している。ハラスメントについては、委員会を設置するとともに「桐朋学園音楽部門ハラスメント防止規程」を定め、学内に周知している。キャンパスの保全・

危機管理については「学校法人桐朋学園保安委員会」及び「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会」を設置して取組んでいる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為にのっとり理事、評議員及び監事を選任し、理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催し、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。

理事の選任は寄附行為に定め、学内 7 人と学外 6 人の計 13 人で構成されており、学外者の意見も取り入れる適切な構成となっている。

独立採算をうたう 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。

法人全体の視点から議論する「法人運営審議会」は年間 19 回開催され、理事長、各部門の代表理事と選出理事及び法人本部事務局長で構成されており、理事会及び評議員会で取扱う議案整理や部門間の調整を必要とする事項等を検討し、法人と各部門とを調整する役割を果たしている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長及び音楽部門選出理事が理事会構成員となり、理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

原則として週 1 回開催する運営協議会は、大学の管理運営に関する重要な事項をはじめとする日常の運営について協議し、学長をはじめとする構成員がつかさどる委員会等とコミュニケーションをとり意思決定を行っている。

監事 2 人の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、理事会及び評議員会の出席状況も良好で、会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。評議員の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、評議員会の出席状況も良好で、寄附行為に定める諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて運営している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期の事業計画に関し、令和 5(2023)年度を初年度とする 5 か年の中期計画を策定し部門ごとに目標を掲げており、計画は環境の変化等に対応するため、毎年改定を行うローリング方式をとっている。財政面では資金収支の 10 年間の計画を策定し計画的な運営を実施している。

法人経営の根幹となる学生生徒等納付金収入は概ね順調な推移となっており、加えて補助金収入に関しても安定的に確保している。安定した財政基盤と収支バランスの確保のため、「桐朋学園音楽部門経営評議会」を中心にさまざまな角度から学校経営全般について検討している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に当たっては「学校法人桐朋学園経理規程」「学校法人桐朋学園経理規程実施細則」「学校法人桐朋学園資産取得規程」等の諸規則を定めており、適正に実施している。

予算は各部会や委員会、事務局のチームによる予算案について、予算会議等を経て選出理事や事務局長によるヒアリング及び計画確認の上、「桐朋学園音楽部門経営評議会」「仙川キャンパス会議」「法人運営審議会」にて検討され、評議員会に諮問し理事会で承認されている。補正予算は 12 月の評議員会、理事会に諮っている。

公認会計士による監査及び理事会での決算承認の後、「法人監査会」を開催しており、監事、公認会計士、理事長他関係者が出席し、監査結果に関し意見交換を実施している。

監事は、全ての理事会・評議員会に出席し意見を述べるとともに、日常においても公認会計士との接点をもっている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」に従って自己点検・評価委員会を設置している。学長が委員長を務め内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。

毎年度行っている自己点検・評価活動は、日本高等教育評価機構の評価基準に沿って点検・評価し、自己点検・評価委員会において検討が必要とされた案件は専門委員会において検討されている。また、検討過程はウェブ会議システム等によって情報共有し、全学的にリアルタイムで検討内容が把握できる体制が整っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は年間 11 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み、法令への対応や認証評価に関連する事項等の情報共有を行い、検討案件への対応や改善状況などが報告されている。自己点検・評価に必要な情報等については分析と改善につなげる取組み等について IR 室が情報提供を行いサポートしている。

自己点検・評価委員会で実施した評価結果は、「桐朋学園大学自己点検・評価報告書」にまとめ、会議での共有及びウェブサイトで公開している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントと管理運営の両面から内部質保証につながる PDCA サイクルの仕組み

みを構築し、日本高等教育評価機構の評価基準及び自己点検・評価委員会が決定する評価項目について点検を行い、改善向上に向けた取組みを行っている。また、中期的な計画には課題ごとにロードマップを作成し、具体的な改善につながるよう制度が整っている。

学長を中心とする自己点検・評価活動が組織的に行われ、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 演奏活動と地域・社会連携

A-1. 大学が実践している演奏活動

A-1-① 様々な演奏活動の取組みと意義

A-2. 地域・社会連携について

A-2-① 調布市との連携

A-2-② 調布市以外の地域・社会との連携

【概評】

演奏家としての学生の修練の一環として、授業の成果発表の機会としての演奏会、優秀な成績を収めた学生が出演する演奏会、外部からの依頼により開催する演奏会など、年間30回ほどの演奏会を開催、運営している。中・上級のオーケストラ演奏会の多くは、調布市との連携や外部主催団体からの招へいによって開催され、著名な音楽家との共演等、学生たちに高度な演奏環境を作出している。平成 26(2014)年 1 月に公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団と結んだ相互協力提携に関する協定により、調布市グリーンホールで定期的にオーケストラ演奏会を開催しており、毎回 1,000 人前後の聴衆を集めて市民に定着している。

調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課が主催する「相互友好協力協定締結大学定例会」により、調布市や同市近隣 6 大学との円滑な連携推進のための定期的な情報交換を行い、大学のリソースを活用した社会貢献を幅広く行っている。調布市立図書館と大学図書館との連携として、調布市在住・在勤・在学者等に、大学図書館の所蔵資料を貸出している。「調布市せんがわ劇場」の運営委員を大学教員が務め、「サンデー・マティネ・コンサート」「せんがわピアノオーディション」、子供向けのワークショップなどの企画開催を通して地域の音楽文化発展に寄与している。また、毎年 6 月中旬から下旬に開催される「調布国際音楽祭」に大学として協力し、学生が企画・運営に参加している。調布市以外の地域においても、平成 11(1999)年から杏林大学医学部付属病院での「院内コンサート」を開催し、新型コロナウイルス感染症による中断もあったが令和 4(2022)年 10 月から再開している。平成 13(2001)年からは長野県南相木村に出向いて村立小学校の生徒に向けた音楽鑑賞教室や村民へ向けた演奏会を開催し、村の音楽教育と文化発展の一端を担っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室

「桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室」は、昭和 23(1948)年に市ヶ谷の東京家政学院内に開設され、本学の礎となった。現在は日本全国の 28 教室に、年少から高校生までの約 2,000 人が在籍している。桐朋の音楽教室における教育は、子供たちの感性を育て、さまざまな形でその才能を開花させることを目指しており、既存のメソッドに当てはめることなく、子供たちの可能性とその成長過程に合わせた教育を行っている。

音楽教室生を対象とした「全国ジュニアピアノコンチェルト・オーディション」を開催し、オーディション合格者が大学生等から選ばれたソリストも出演する「桐朋ピアノ・ガラコンサート」でオーケストラと共演する機会なども設けている。

また、音楽教室の在籍生以外も参加できる講習会として、「ヴァイオリンセミナー」や「ピアノマスタークラス」を開催しており、大学教員等のレッスン受講や成果発表コンサートへの出演もできる。その他、平成 26(2014)年度から「全国ジュニア音楽コンクール」を開催しており、令和 4(2022)年度は、ピアノ部門及びヴァイオリン部門は小学生低学年から高校生までの 4 部門、作曲部門は小学生高学年から高校生までの 3 部門で開催され、84 人が参加した。

2. 学校法人桐朋学園アリオン江戸音楽振興基金

才能ある若手音楽家の助成や＜東京の夏＞音楽祭などで日本の音楽文化の発展に貢献してきた【財団法人アリオン音楽財団】が平成 25(2013)年 3 月末日をもって解散したことに伴い、学校法人桐朋学園でその残余財産等を引き継ぐこととなった。それ以後、桐朋学園では、若手音楽家への助成として＜アリオン桐朋音楽賞＞を運営し、また、音楽評論を広く社会に発表し、音楽文化の質の向上に貢献することが期待される優秀な個人に対しての＜柴田南雄音楽評論賞＞の運営を行っている。

＜アリオン桐朋音楽賞＞は、選考委員の推薦により将来の活躍が期待される有望な新人音楽家（対象：20 歳以下のピアノ及び弦楽器専攻生）を選出し、本賞に 60 万円、奨励賞に 30 万円が授与されている。

＜柴田南雄音楽評論賞＞は、作品の公募（演奏会批評 2 編、音楽時評もしくは音楽評論 1 編）により行われ、本賞に 60 万円、奨励賞に 30 万円が授与されている。

3. 桐朋学園音楽部門同窓会との関わり

「桐朋学園音楽部門同窓会」は仙川キャンパス内に同窓会事務室を設け、同窓生を支援する組織として運営されている。本学の同窓会の特色として、入学時に会員資格が得られることがある。楽器を習いたい学生生徒等と同窓生をマッチングする「生徒紹介サービス」や同窓生が開催するコンサートの後援名義貸与、同窓会会員によるコンサートの開催などが行われており、在学時から卒業生との結びつきができる機会ともなっている。中でも平成 24(2012)年 10 月の 60 周年記念コンサート「指揮者の祭典」、令和 4(2022)年 11 月の 70 周年記念コンサート「グランド・コンサート～TOHO Next Legend～」(いずれもサントリーホールで開催)などは、音楽界からも注目を集めるコンサートとなった。

